

国民年金だより

2007年
(平成19年)
4月1日発行

那覇市
市民課
☎861-6901

学生の
みなさんへ!

4月2日(月)から

平成19年度分
学生納付特例制度の
受付が始まります。



学生納付特例制度 申請・継続手続きのお知らせ

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を10年間猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料の納付をしなくても万が一の事故や病気で障害になったときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」にも対応します。(その他の要件で給付できない場合もあります。)そのためにも早めに申請することが重要になります。また、学生納付特例制度は去年申請した人も毎年4月以降に継続の申請が必要です。手続は次のとおりです。準備ができたなら早めに申請してください。

受付場所 那覇市役所 市民課 国民年金窓口 (本庁6階)

受付開始 平成19年4月2日(月)から (ただし土日祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

必要なもの ◎印鑑 (学生本人のもの 認印可 シャチハタ印は不可)

◎学生証 (有効期限に注意してください)

または、**在学証明書** (平成19年4月1日以降発行のもの)

学校により他の書類が必要な場合があります。

○平成18年4月以降仕事をやめた人は離職票または、雇用保険受給資格者証があれば持参してください。

※申請に必要なものがそろえば、代理の方でも申請できます。

申請は
お早めに!



学校を卒業した人は

学校卒業後、保険料の納付が困難な場合は、**申請免除・納付猶予制度などの制度**がありますので、申請することをお勧めします。また、学生納付特例申請が承認され、納付を猶予された期間の**保険料は10年以内であれば、後日納める(追納)**ことができます。

申請が承認された年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

追納など、納付についてのお問い合わせは **那覇社会保険事務所(☎855-1122)**へお願いします。

掲示板 国民年金課は平成19年4月1日から市民課 国民年金グループになります。場所(本庁6階)と電話番号は変わりません。

平成19年度 国民年金保険料は

月額 **14,100円**(年間169,200円)です。

自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく一律です。

保険料は、社会保険庁から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、社会保険事務所、ファミリーマート、ローソンの窓口、郵便局のATMで納めてください。

※一部の郵便局ATMでご利用できない場合があります、納付の前に郵便局へご確認ください。

前納や口座振替にすると保険料は安くなります!!

1.口座振替で前納(まとめて前払い)

1年分を口座振替でまとめて前もって納める(前納)と「**3,550円**」割引!!
(1年分の保険料額 169,200円が **165,650円**に)
6ヶ月前納すると「**960円**」割引! 年間で「**1,920円**」(960円×2回)
(1年分の保険料額 169,200円が **167,280円**に)
※口座振替での前納は事前の申し込みが必要です。

年間最大
3,550円
の割引!

2.現金で前納(まとめて前払い)

1年分を現金払いで前納すると「**3,000円**」割引!!
(1年分の保険料額 169,200円が **166,200円**に)
6ヶ月前納すると「**690円**」割引! 年間で「**1,380円**」(690円×2回)
(1年分の保険料額 169,200円が **167,820円**に)

こんなに
安く
なるんだね!

3.口座振替で早割(当月末振替)

口座振替は通常「翌月末引き落とし」ですが、「当月末振替」の「早割」にすると月額50円の割引!
(月額保険料 14,100円 → 14,050円)



詳しくは社会保険事務所へお問い合わせ下さい。
那覇社会保険事務所 (☎855-1122)

保険料が納められないときは…

経済的な理由で保険料納付が困難な人
免除制度(全額・一部)

収入の少ない若い人(30歳未満)
納付猶予制度

経済的な理由で保険料納付が困難な学生
学生納付特例制度

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。
保険料の免除などを受けた期間は、納付したときに比べ、受け取る年金額(老齢基礎年金)は少なくなります。障害基礎年金、遺族基礎年金は減額されません。10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)も出来ます。
免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

年金を増やして、多くもらうために

年金をより多くもらう方法として、次の3つの制度があります。それぞれ申し込みの手続きが必要です。

1.付加年金

第1号被保険者(及び任意加入者)の方は、毎月の保険料に加えて**月額400円**の付加保険料を納めると、**200円×付加保険料納付月数**で、計算された金額が老齢基礎年金に加算されます。

例) 付加保険料を20年間納めた場合
老齢基礎年金 792,100円 + 付加年金 48,000円 = 840,100円が受け取れます。
(平成18年度満額)
400円×20年(240月) = 96,000円
1年間に受け取る付加年金額
200円×20年(240月) = 48,000円
※2年間で、支払った保険料と同額になるため大変お得です。

- ❗ 定額保険料を納めた月分のみ付加保険料を納めることができます。(付加年金だけの支払いはできません)
- ❗ 第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入中の方は、ご利用できません。

お申し込みは **市民課 国民年金窓口(本庁6階)へ**

2.高齢任意加入

未納や免除期間がある方は、満額の年金をもらうことはできません。そこで、60歳から65歳までの間任意加入して納付することで、年金額を満額または満額に近づけることができます。

❗ 1年でも2年でも自由に加入でき、やめることができます。

特例任意加入

65歳になっても受給資格期間25年を満たせない場合は、70歳になるまでの期間で受給権が確保できるまで加入できます。

❗ 高齢・特例任意加入者は、免除制度、納付猶予、学生納付特例は利用できません。

お申し込みは **市民課 国民年金窓口(本庁6階)へ**

老後のために
考えてみてもいいかもね



3.国民年金基金

国民年金の第1号被保険者が、よりゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上乗せをする公的な年金です。

加入できる方は 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方だけが加入できます。第2号、第3号被保険者、任意加入者及び第1号被保険者で免除を受けている方、農業者年金の加入者は加入できません。

毎月の掛金は 加入時の年齢、男女の別、選択する給付の型と口数によって決まります。掛金は全額社会保険料控除されます。

年金額は 加入口数によって、年金受取期間は給付の型によって決まります。

お問い合わせ・お申し込みは **沖縄県国民年金基金へ**

那覇市壺川3丁目2番地の6(壺川ビル2階)

フリーダイヤル ☎0120-65-4192 ホームページ <http://www.okinawa-kikin.or.jp/>

国民年金の加入者は次のように分けられます。

第1号被保険者 農林漁業従事者・自営業者・自由業者・無職の人及びその配偶者、学生など(20歳以上60歳未満の人)

第2号被保険者 厚生年金や共済組合の被保険者(届け出をしなくても国民年金に加入したことになります)

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者。ただし、届け出が必要です。(20歳以上60歳未満の人)

任意加入者 ●日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 ●海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
●昭和40年4月1日以前に生まれた方で、日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人、または海外に在住している65歳以上70歳未満の日本人
●被用者年金(厚生年金など)の老齢(退職)年金の受給者で20歳以上60歳未満の人

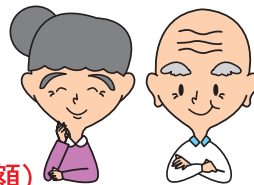


納付と免除と未納 年金を受取る時はこんなに違う!

1. 老後のそなえ 老齢基礎年金

老齢基礎年金は原則として65歳から受給する年金です。老齢基礎年金を受けるには基本的に20歳から60歳までの40年間に25年以上の受給資格期間が必要です。

免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、この25年の受給資格期間に加算されます。



平成19年度 老齢基礎年金の額 **79万2,100円** (40年間全部納付した満額)

保険料未納や免除の期間がある場合は、次の式で計算します。

$$79万2,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \left(\frac{\text{全額免除}}{\text{月数}} \times \frac{1}{3} \right) + \left(\frac{4分の3}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{2} \right) + \left(\frac{\text{半額免除}}{\text{月数}} \times \frac{2}{3} \right) + \left(\frac{4分の1}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{6} \right)}{\text{加入可能月数(40年)} \times 12ヶ月}$$

60歳になった時のそれぞれの場合の年金額(免除は全額免除で計算しています)

加入期間	0年	(7年)	25年	40年	年金額
Aさんの場合	納付40年				納付期間40年で 年金額は満額の 792,100円
Bさんの場合	納付35年		未納5年		納付期間35年で 年金額は 693,100円
Cさんの場合	納付20年		免除15年 未納5年		納付20年、免除15年で 年金額は 495,100円
Dさんの場合	免除25年		未納15年		免除期間のみ25年で 年金額は 165,000円
Eさんの場合	納付18年		未納22年		納付期間18年で、受給資格期間の25年に7年足りないので年金額はなし。 (但し、70歳までの間に任意加入し、25年に足りない7年間を納付して、納付期間が25年に達したときから年金額を受け取ることができます)

❗ Bさん、Cさん、Dさんの場合、65歳までの間に国民年金に任意加入して、未納の分を納付して年金額を増やすことができます。CさんとDさんの場合、免除の承認を受けてから10年以内なら保険料の追納もできます。

❗ 少しの期間の未納でも、受け取る年金額が減額されます。

6ヶ月間の未納の場合 → 1年間で約1万円
1年間の未納の場合 → 1年間で約2万円
2年間の未納の場合 → 1年間で約4万円

生涯、受け取る年金額が少なくなります。

❗ ご注意!

一部免除期間については、免除されない残りの保険料を納付しないと免除期間ではなく、未納期間となります。

2. もしものときの 障害基礎年金 と 遺族基礎年金

(1) 障害基礎年金

国民年金加入中(または60歳以上65歳未満で国内居住中)や20歳前の病気やけがによって国民年金法の障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金で、年金額は1級障害**990,100円**、2級障害**792,100円**です。(受給者によって生計を維持されている子がいる場合、子の加算があります。)

※子とは、高校生まで(18歳になる年度の末日まで)の子か、20歳未満で1級、2級の障害のある子のことです。(次の遺族基礎年金の場合の「子」も同じ)

(2) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方(または老齢基礎年金の受給資格のある方)が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」が受給する年金で、年金額は子のある妻は**1,020,000円**、子のみは**792,100円**です。(子が2人以上いれば、さらに加算があります。)

❗ 障害基礎年金と遺族基礎年金の受給には、上記の要件のほかに、次の「納付要件」を満たすことが必要です。

納付要件 次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要です。

①障害年金の場合は初診日、遺族年金の場合は亡くなった日の前日において、それ以前の加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めていること。

②初診日(又は亡くなった日)の前日において、直前の1年間に保険料の未納がないこと。

※上記の①、②の「保険料を納めている」や「未納がない」とは、保険料について納付、免除、学生特例、若年者納付猶予が行われていることをいいます。

※20歳前に初診日のある障害の場合、上記の納付要件は必要ありません。

「納付要件」を満たさないと、いざというときの年金が受け取れなくなるのね。気をつけなくては。

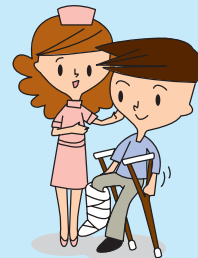


「もしも」が起こってからそなえても間に合いません。

障害基礎年金の納付要件は初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて病院で診察を受けた日)の前日の時点で、遺族基礎年金の場合は亡くなった日の前日の時点で、それぞれ納付要件を満たしていなければなりません。

たとえば、納付や免除等が無く、ずっと未納の方が、交通事故で障害の状態になった場合、事故が起こって後に、未納の分をさかのぼって納付しても、納付要件は満たされず、障害基礎年金は受けられません。なぜなら、納付要件の判定は、事故が起こって病院に行った日の前日の時点で、事故の前の納付状況について、行われるからです。

ですから、「もしも」が起こる前に、日頃から保険料の未納がないよう心がけておく必要があります。



※詳しいお問い合わせは、

那覇市 市民課 国民年金担当(本庁6階)へ ☎861-6901

12100 再生紙を使用しています。